

令和6年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業（R5事業提案）に 取り組む事業者に対する総合支援業務 業務説明資料

1 業務名

令和6年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する総合支援業務

2 履行期限

令和6年5月20日（予定）から令和7年3月31日まで

3 履行場所

浜松市役所本庁舎（浜松市中央区元城町103番地の2）及び浜松市未来を拓く農林漁業育成事業のうち「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」に採択された事業者の所在地等

4 業務目的

浜松市では「浜松市内の農林漁業の付加価値向上」を図るため、「浜松市内の一次産業者」と「二次産業者または三次産業者」が連携して取り組む新商品・新サービスの開発等に対して補助金を交付している（浜松市未来を拓く農林漁業育成事業「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」）。

本委託事業は、浜松市未来を拓く農林漁業育成事業「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」に取り組む事業者の事業の進捗状況を把握し、必要な助言や指導を行う体制を整えることで、補助事業の成果を挙げ、浜松市の農林漁業の付加価値を更に向上させることを目的とする。

5 業務概要

補助金制度の目的を適切に理解した上で、次の業務を行う。

- (1) 補助金採択事業の実施支援
- (2) 補助金提案の追加募集の実施支援
- (3) 過年度補助金採択事業者に対する相談会の実施

6 成果品

- (1) 委託者との打合せ及び採択事業者訪問の議事録
- (2) 過年度補助金採択事業者に対する相談会の議事録
- (3) 事業の遂行上作成した記録をまとめた事業報告書
- (4) 上記一式を収めた電子データ（CD-R） 1枚
- (5) 個人情報破棄の届出書
- (6) その他委託者が必要とするもの

7 業務内容

(1) 補助金採択事業の実施支援

- ① 補助金採択事業の進捗管理及び専門的な見地からの助言・支援策の提供（通年）
 - 委託業務を通じて、補助金採択事業における問題の未然防止、課題の解決及

び補助金採択事業のブラッシュアップを図ること。

- 委託業務期間中、原則として補助金採択事業者へ合計6回以上（後述の中間評価を除く）の事業者訪問を見込むこと。訪問先、時期については契約後委託者と調整の上決定する。
- 委託業務として補助金採択事業者に提供できる支援策（特に販路の確保に向けた方策）を明確に示すこと。
- 委託業務の遂行上、委託内容を超えた支援を補助金採択事業者から求められ、補助金採択事業者と受託者との間で新たな契約を締結する必要が生じた場合には、委託者と事前協議を行うこと。

② 中間評価の実施（令和7年1月～2月頃）

- 令和7年1月～2月頃に補助金採択事業者を訪問し、補助金採択事業の中間評価を実施すること。ただし、補助金採択事業者が4者以上のときは、委託者が指定する3者を対象とする。
- 中間評価の議事録及び委託者への提言を交えた報告書を作成すること。

(2) 補助金提案の追加募集の実施支援

事業提案書事前相談に対するアドバイス及び委員からの事前質問の回答作成支援等を行うこと。

(3) 過年度補助金採択事業者に対する相談会の実施

① 相談会の実施（令和6年10月～11月頃）

- 主として平成30年度から令和4年度までの補助金採択事業者のうち、相談を希望する者（最大5事業者）に対して、助言等の提供を行うこと。
- 相談会の会場は浜松市役所本庁舎内または過年度補助金採択事業者の所在地を予定している。

② ①に係る議事録の作成

8 過年度の採択事例 ※括弧内は補助金採択事業者の業種

- (1) 天然稚貝の給餌保護と再放流による浜名湖アサリ資源の増産（製造業）
- (2) 紫外線照射で病原菌の制御を行い農産物の管理改善へ（農業）
- (3) 廃棄資源を活かした香りブレンドの開発とブランド力の向上（サービス業）
- (4) 地場産の未利用魚を活用した宿泊業向け一次加工品の開発（卸売業）
- (5) 地場産のB品フルーツを活用したスイーツの開発（飲食業）
- (6) 菓子の原材料として活用するための地場産野菜の一次加工（農業）
- (7) 地場産のマイナー魚種を活用した弁当メニューの開発（食品製造業）
- (8) 地場産フルーツの産地育成のための生産技術改善と販路開拓（農業）
- (9) 最終消費者への販路開拓・ブランド育成のための直売施設の整備（農業）
- (10) 消費者の時短ニーズを捉えた生食用野菜の開発と販促強化（農業）

9 その他

- (1) 契約書第7条第1項第3号に基づき、従事者一覧（経歴等を含む）を作成し、提出すること。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者が第三者に与えた損害の賠償並びに紛争等の解決は受託者の責任において、誠意をもって処理すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上及び業務結果から知りえた情報等について、委託者の許可無

くして他の目的に使用又は公表してはならない。

- (4) 受託者は、作業実施にあたり仕様書に明示なき事項又は疑義が生じたときは、委託者とその都度十分に協議を行い、委託者の指示に従うこと。
- (5) 補助金提案事業者向けの募集案内等は浜松市公式 Web ページにて公開している。
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/31miraihojo.html>)